

2025 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社GA technologies
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 CEO 樋口 龍
(コード番号：3491 東証グロース)
問 合 せ 先 財務経理本部長 殷 和洙
(TEL 03-6230-9180)

定時株主総会前の有価証券報告書の開示等に関する 当社の取組みについてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定時株主総会前の有価証券報告書の開示に対する取組みについて下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 決定の背景

本年 3 月 28 日、金融担当大臣より上場会社各社に対して「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」（以下、「本要請」といいます。）が公表されたところですが、当社は、有価証券報告書を株主の皆様の議決権行使の参考資料の一つとしていただくことが望ましいとの見地から、2024 年末より定時株主総会前の有価証券報告書の開示（以下、「総会前開示」といいます。）に向けた検討を開始しており、本要請公表後、実現に向け更なる検討を進めておりました。総会前開示は、「日本のガバナンス改革の最後のピースの一つ」とも言われており¹、当社としては、投資家の皆様や市場との対話をより一層進めていく中で、極めて重要な施策と位置付けています。

今般、金融庁より、総会前開示の方策として複数の案が提示されておりますが²、当社はそのうち、総会開催日を後ろ倒しにする案（すなわち、会計年度末と議決権基準日の同一性を廃し、定款変更により議決権の行使基準日を 1 ヶ月後ろ倒しにしたうえで、定時株主総会の日程を後ろ倒しにする案）を採用することといたしました。これは、現行のままでは、社内の関係部署の負荷及び会計監査人の監査スケジュールの関係上、総会前開示の限界が定時株主総会の 1、2 日前であり、これでは依然として株主様や一般投資家の皆様、特に海外の機関投資家の皆様に対して意思決定に十分な時間が確保されることにならず、投資家の皆様にとっての実益がないと判断したためです。

また、基準日を後ろ倒しにする案を採用することにより、有価証券報告書の作成については従前

¹ 「株主総会是有報の後で 株安の中、企業は「信任」確立を」（日本経済新聞電子版 2025 年 4 月 6 日）

² <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji02.pdf>

どおりのスケジュールで進められ、事業報告及び株主総会の招集通知・参考書類については、12 月下旬に校了を要する現行のスケジュールよりも余裕をもって作成することが可能になります。これにより、関係部署の負担軽減も見込まれます。

詳細な決定事項については、下記 2 記載のとおりです。なお、本来であれば、2026 年 1 月開催予定の定時株主総会から実施をすることが理想ではありますが、定款変更が必要となることから、2026 年 1 月開催の定時株主総会については、現行より 1、2 日程度前の開示に努めるものとします。

2. 決定事項

- (1) 2027 年開催の当社第 14 期定時株主総会の開催に当たっては、開催日の 3 週間から 1 ヶ月前を目途に、有価証券報告書を開示いたします（制度的・実務的に可能な場合には、事業報告及び株主総会招集通知、株主総会参考書類も同時に開示いたします。）。
- (2) 上記（1）を実現するため、当社定款（より具体的には、招集に係る第 12 条及び定時株主総会の基準日に係る第 13 条）を変更し、定時株主総会の日程を現行の 1 月下旬から 2 月中旬～下旬に変更いたします。
- (3) 上記（2）の定款変更に必要な議案を 2026 年 1 月末開催予定の当社第 13 期定時株主総会上程いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

法務本部 ガバナンス部 石川佳宏 (y_ishikawa@ga-tech.co.jp)

同 古澤賢太郎クリストフ (kc_furusawa@ga-tech.co.jp)